



今月のテーマ 役員認定賞与で否認を受けたら・・・

役員に対して支給する賞与は所定の届出書を所轄税務署に事前に提出しなければ、法人の損金(=費用)としては認められません。したがって、税務調査で役員賞与との指摘を受けた場合には、その届出書は提出していないので、当然のことながら追加で税金を納めることになります。今回はその役員賞与と認定された場合についてご紹介いたします。

1. 役員賞与

役員賞与とは、法人の役員に支給される給与のうち①定期同額給与、②業績連動給与、③退職給与に該当しないものを指します。

2. 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもので、事前確定届出給与に関する届出書を期限までに提出することで支給が可能となります。この事前確定届出給与は一般的には法人の役員に賞与を支給する際に利用される制度です。なお、毎月の定期給与を支給していない役員に対して、同族会社に該当しない法人が支給する金銭については、事前確定届出給与に関する届出書の提出は不要です。

3. 認定賞与

(1) 認定賞与とは

上記1の事前確定届出給与の適用を受ける場合を除き、法人の役員に支給される賞与は損金となりません。いわゆる認定賞与とは、法人がその役員に供与した金銭や経済的利益を賞与として処理しておらず、税務調査などで実態判定により役員に対する賞与と認定されるものを指します。この認定賞与は上記1の事前確定届出給与に該当しませんので、当然のことながら法人の損金となりません。

(2) 認定賞与の具体例

① 貸付金

例えば、手元現金の管理が不十分だと、帳簿上の現金残高が実際の残高と一致しないことが起こります。不一致の原因が判明しない場合、残高の差額を役員への貸付金に振り替える処理が一般的に行われます。後日、この貸付金を役員が会社に返済すれば問題ありませんが、中には数年にわたり返済が行われず貸借対照表に計上され続けることがあります。こうした返済されないままの役員貸付金が税務調査においてその役員に対する賞与と認定されるケースがあります。

② 法人の事業に関係のない私費

当たり前ですが、法人の財産である現預金は法人の事業で使うべきものです。したがって役員が私用のために法人の現預金を消費した場合、その消費した分はその役員に対する賞与として取り扱われる場合があります。

4. 税務的な影響

(1) 役員個人の所得税及び住民税

認定賞与は役員個人の給与所得に該当しますので、年末調整または確定申告により算出済みの所得税額及び住民税額を修正し、追加で納付する必要が生じます。なお、その納付は次の(2)の源泉徴収によるケースが多いです。

(2) 法人の源泉徴収税額

役員賞与に限らず、法人は給与を支給する際に所得税を源泉徴収する義務があります。認定賞与については、そもそも給与として支給していないため所得税の源泉徴収がなされていません。これに対し法人は後から源泉徴収を行い納税する必要が生じ、認定賞与発生時から納付時までの延滞税等が追加で生じる可能性があります。

(3) 法人税、消費税の修正申告

税務調査でとある費用が認定賞与として指摘を受けた場合、法人税においては損金にならない(損金不算入)として、その分利益が増加することになり、場合によっては法人税の修正申告だけでなく、消費税の修正申告も必要になることがあります。